

司法試験
重要問題習得講座
添削オプション問題冊子
民事系



AGAROOT
ACADEMY

第4問

民法

甲は、乙に対し、甲の所有する土地Aの登記済証、実印等を預けて長期間放置していたところ、乙は、土地Aにつき、勝手に自己名義に所有権移転登記をしたのち、丙に対する自己の債務を担保するため抵当権を設定し、その旨の登記を了した。その後、乙は、土地Aを丁に売却したが、登記は、いまだ丁に移転されていない。

上記の事例において、丁が丙に対して抵当権設定登記の抹消請求をすることができる場合及びこれをすることができない場合について、理由を付して論ぜよ。

(旧司法試験 昭和62年度 第1問)

第15問

民法

1 Aは、その所有する一筆の土地を甲土地と乙土地に分筆した上、甲土地をBに対して売却したが、分筆によって甲土地は公道に一切接しないこととなった。そこで、A B間で、乙土地の一部（以下「本件土地」という。）について、甲土地を要役地とする無償かつ無期限の通行地役権が設定された。もっとも、通行地役権設定登記はなされなかつた。

以降、Bは、本件土地について、コンクリート舗装するなどして、甲土地のための通路として継続的に使用していた。ところが、その後、Aが、Cに対して乙土地を売却し、所有権移転登記も済ませたところ、Cは、Bが本件土地を通行することは認めないと主張し始めた。そこで、Bは、Cに対して、通行地役権を有することの確認を求めた。

Bの請求は認められるか。なお、Cは、乙土地から約100メートルの距離に自宅があつたものの、乙土地を購入した当時、本件土地に通行地役権が設定されていること、及びBが本件土地を通路として使用していることは知らなかつた。

2 材木加工業を営むDは、2020年4月1日から、工場の隣にあるE所有の丙土地について、平穩・公然と材木置場として利用するようになり、現在も利用している。

2041年4月1日、Dのライバル業者であるFは、Dの事業を妨害する目的で、Eから丙土地を買い受け、所有権移転登記を経た。かかる事実を知ったDは、Fに対して、丙土地について所有権確認及び所有権移転登記手続を求めた。

Dの請求は認められるか。なお、Fは、丙土地を購入した当時、Dが丙土地をいつから材木置場として利用し始めたのかを正確には把握していなかつたが、少なくとも10年以上利用していることは知つていた。

第24問

民法

Aは、Bから3000万円を借り受け、その担保としてAの所有する甲土地及び乙建物（後記の庭石を除いた時価合計2900万円）に抵当権を設定して、その旨の登記をした。甲土地の庭には、抵当権設定前から、庭石（時価200万円）が置かれていたが、抵当権設定登記後、A宅を訪問したCは、同庭石を見て、それが非常に珍しい物であったことから欲しくなり、Aに同庭石を譲ってくれるよう頼んだところ、Aは、これを了承し、Cとの間で同庭石の売買契約を締結し、同庭石は後日引き渡すことにした。このA C間の売買契約を知ったDは、日ごろよりCを快く思っていたことから、専らCに嫌がらせをする意図で、Aとの間で同庭石の売買契約を締結して、Cが引渡しを受ける前に、A立会いの下で同庭石をD自らトラックに積んで搬出し、これを直ちにEに転売して、Eに引き渡した。

この事案について、次の問い合わせに答えよ。

- 1 C E間の法律関係について論ぜよ。
- 2 Bは、Eに対して物権的請求権行使したいが、その成立の根拠となるBの主張について考察せよ。

（旧司法試験 平成17年度 第2問）

第38問

民法

Aは、Bに対して貸金債権を有し、Bは、Aに対し売掛代金債権を有していたが、Bは、この売掛代金債権をCとDとに二重に譲渡し、いずれの譲渡についても確定日附のある証書によってAに通知し、その通知は同時にAに到達した。その後、Cは、Aに対し、この売掛代金債権を自働債権とし、AがCに有していた貸金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をしたところ、Aは、Cに対し、AのBに対する前記貸金債権を自働債権とし、この売掛代金債権を受働債権として相殺する旨の意思表示をした。

この場合におけるA・C間の法律関係について論ぜよ。

(旧司法試験 昭和60年度 第2問)

第 58 問

民 法

1. Aは、Bが所持する絵画をピカソの真作であるとして、代金5000万円で買い受けた（以下「本件絵画」という。）。しかし、隣家からの失火による延焼によって、A宅が焼失し、本件絵画もまた焼失してしまった。なお、Aには本件絵画の保管に過失がなかった。

その後、本件絵画が精巧に作られた贋作であり、500万円程度の価値しかないことが判明したため、AはBに対して錯誤及び詐欺による取消しを主張し、原状回復請求として支払った代金及びその利息の返還を主張した。

この場合におけるA B間の法律関係について論じなさい。なお、民法第95条及び同第96条の要件は満たされていたものとする。

2. 乙は、プラスチック製造会社甲社の工場に忍び込み、プラスチック製品の1つを盗み出した（以下、これを「本件製品1」という。）。

その後、乙は、事情を打ち明けた上で、本件製品1を、プラスチック製品販売業を営む丙に50万円で売却した後、行方をくらました。

さらに、丙は、丙に処分権限があると信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失がなかった丁に対してこれを70万円で転売し、丁は、本件製品1を用いて、新たなプラスチック製品を製造した（以下、これを「本件製品2」という。）。

この場合において、甲社は、丙及び丁に対して、どのような請求をすることができるか。ただし、本件製品1及び2の使用利益及び遅延損害金については考慮する必要がない。

なお、本件製品1の時価を50万円とする。

第 66 問

民 法

1 Xは、Yから甲土地とその地上建物（以下「甲不動産」という。）を代金2,000万円で買い受け、代金全額を支払った。当時、Yは長年にわたって専ら家事に従事していた妻Zと婚姻中であり、甲不動産は、その婚姻中に購入したものであった。甲不動産につき、YからXへの所有権移転登記を経由しないうちに、YZの協議離婚届が提出され、離婚に伴う財産分与を原因としてYからZへの所有権移転登記がされた。

この事案において、YZの協議離婚がどのような場合に無効になるかを論ぜよ。

2 上記の事案において、Yには、甲不動産以外にめぼしい資産がなく、Xのほかに債権者が多数いるため、Yは、既に債務超過の状態にあったものとする。また、YZが財産分与の合意をした当時、Zは、Yが債務超過の状態にあったことは知っていたが、甲不動産をXに売却していたことは知らなかったものとする。

仮に、YZの協議離婚が有効であるとした場合、Xは、裁判上、だれに対してどのような請求をすることができ、その結果、最終的にどのような形で自己の権利ないし利益を実現することになるのかを説明せよ。

（旧司法試験 平成12年度 第2問）

第9問

商 法

Aが株式会社の発起人として会社の設立中にした行為について、次の間に答えよ。

- (1) Aは、Bとの間で、原材料を会社の成立後に譲り受ける契約を締結した。会社の成立後、会社の代表取締役に就任したAに当該原材料を引き渡したBは、会社に対しその代金の支払を請求することができるか。逆に、会社は、Bに対し当該原材料の引渡しを請求することができるか。
- (2) Aは、Cに対し会社の宣伝広告をすることを依頼し、これを承諾したCは、近く会社が成立し営業活動を開始する旨の広告を行った。Cは、会社の成立後、会社に対しその報酬を請求することができるか。この請求ができないとした場合には、Cは、だれに対しどのような請求をすることができるか。

(旧司法試験 平成7年度 第1問)

第38問

商 法

Aは、個人で営んできた自動車修理業を会社形態で営むこととし、友人Dにも出資してもらい、甲株式会社を設立した。甲社は、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされ、取締役には、Aのほか、以前からAに雇われていた修理工のB及びCが選任されるとともに、監査役には、Aの妻Eが選任され、また、代表取締役には、Aが選定された（以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。）。

ところが、甲社では、取締役会が1回も開催されず、その経営は、Aが独断で行っていた。そのため、Aは、知人Fから持ち掛けられた事業拡張のための不動産の購入の話にも安易に乗ってしまい、Fに言われるまま、手付名目で甲社の資金3000万円をFに交付したところ、Fがこれを持ち逃げして行方不明となってしまい、その結果、甲社は、資金繰りに窮することとなった。

- 1 甲社の株主であるDは、A、B、C及びEに対し、会社法上、それぞれどのような責任を追及することができるか。
- 2 AがFに3000万円を交付する前の時点において、この事実を知った甲社の株主であるD及び監査役であるEは、Aに対し、会社法上、それぞれどのような請求をすることができたか。

（旧司法試験 平成18年度 第1問）

第46問

商 法

甲株式会社は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ）にいう公開会社ではない（同社の定款には株式の譲渡制限の定めがある）。甲社においては代表取締役社長であるAと代表取締役専務であるBがそれぞれ役員・従業員を巻き込んだ派閥を形成し、近時、社長派と専務派の対立が激しくなっている。同社は取締役会設置会社であり、ABCの3名が取締役、ABの2名が代表取締役である。また、同社の株主および持株数は、A（100株）、B（80株）、C（20株）、D（20株）であり、Cは社長派に、Dは専務派に属すると見られている。

平成18年11月1日、ACは、甲社が株主割当ての方法によらずに株式を200株発行することを決定した（①の決定）。そして、同日、ACは甲社に対して株式の引き受けの申し込みをする旨の書面を交付し、さらにACは、甲社がAに150株、Cに50株の株式を割り当てる旨を決定した（②の決定）。なお、ACは、上記の①の募集事項の決定および②の募集株式の割当ての決定は、取締役会の決議としてなされたものとして、その旨の取締役会の議事録を作成しているが、取締役であるBには取締役会の招集通知は発送されることはなく、上記の募集事項の決定および募集株式の割当ての決定については、Bは全く知らされていなかった。また、甲社においては上記株式発行に関するして株主総会の決議が行われたことはない。

ACは、払込期間の末日である平成18年11月17日に所定の額の金銭の払込みを払込取扱機関に対して済ませ、翌日、甲社の株主名簿にはACが新株の株主である旨が記載された。なお、同社の定款には株券の発行については定めが置かれておらず、同社はこれまでに株券を発行したことがない。

あなたは専務のBから相談を受けた弁護士であるとする。（1）相談を受けたのが新株発行があった日から4ヶ月経過後であった場合と、（2）13ヶ月経過後であった場合に分けて、依頼人であるBに対して、（ア）新株発行の効力について裁判で争う場合にどのような請求と理由付けを行うことが考えられ、（イ）それが裁判所で認められる可能性がどの程度高いと考えるかにつき、根拠条文（会社法）その他の理由を記した書面を作りなさい。なお、宛名、日付、氏名など文書の体裁に関わる部分は割愛し、中身のみ記入すること。また、クライアント宛の文書であることを意識した文体（ですます調など）にする必要はない。

（中央大学法科大学院 平成19年度）

第51問

商法

1. A 株式会社（以下「A社」という。）は、タレント甲山一郎が手がけ、「甲」という店舗名で人気を博する会員制の高級料亭における飲食店事業（以下「本事業」という。）を基盤事業として行う、非公開会社であり、取締役会設置会社である。A社の代表取締役には甲山一郎の妻である乙が就任している。
2. A社は、平成28年11月21日、本事業で使用している建物の修繕のため、建設会社X（以下「X」という。）との間で、請負代金を1億円とする請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。本件請負契約では、A社はXに対して、契約時に5000万円、引渡し時に残りの5000万円を支払うものとされた。
3. 本事業は、甲がタレントとして築いた人気の影響から非常に好調である一方、それ以外の事業は不景気のあおりを受けたことにより極度に不振となり、A社の経営全体が不振に陥っていた。そのため、本件請負契約にかかる工事が終了したにもかかわらず、A社のXに対する本件請負契約に基づく請負残代金債務5000万円は未履行のままである。
4. このような状況の下で、乙は、甲山一郎と相談の上、A社再建のため、好調である本事業を独立させ新設分割により会社を設立することとした。

平成29年10月1日、乙は本事業に関する権利義務を、新たに設立するB株式会社（以下「B社」という。）に承継させることとした（以下「本件分割」という。）。もっとも、本件請負契約に基づく請負残代金債務は承継の対象とならなかった。

乙は、会社法及び諸法令に基づいて本件分割に必要な手続を経た上で、B社を設立し、登記を行った。なお、本件分割においては、会社法第763条第12号に掲げる事項についての定めはないものとする。また、乙がB社の代表取締役を兼ねている。

5. B社は、非上場の株式会社として、「新甲」という店舗名で、A社から承継した料亭の営業を継続することになった。「新甲」は新規会員加入数も多く、財務状態は良好である。

他方、A社には従業員もおらず、資産もB社株式を除きほとんどなく、債務超過状態である。

〔設問〕

Xは、本件請負契約にかかる請負残代金債権を回収するために、B社に対してどのような法的主張をすることができるか。なお、法人格否認の法理については触れる必要がない。

第22問

民事訴訟法

Xは建物をYに賃貸していたが、その敷地にビルを建てるため、当該建物の明渡しを求めて訴えを提起し、正当事由に基づく賃貸借契約の解約告知を主張した。この訴訟で、原告Xは、無条件の明渡しを求めており、口頭弁論において立退料の支払いに関する主張をしておらず、被告Yもこれに関する主張を提出していない。裁判所は、正当事由の存在が総合的に認められるとして、300万円の立退料の支払いと引換えに建物の明渡しを命ずる判決をした。

この事例における訴訟法上の問題点について論じなさい。

(上智大学法科大学院 平成16年度)

第38問

民事訴訟法

Xは、Yに対し、200万円の貸金債権（甲債権）を有するとして、貸金返還請求訴訟を提起したところ、Yは、Xに対する300万円の売掛金債権（乙債権）を自働債権とする訴訟上の相殺を主張した。

この事例に関する次の1から3までの各場合について、裁判所がどのような判決をすべきかを述べ、その判決が確定したときの既判力について論ぜよ。

- 1 裁判所は、甲債権及び乙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺適状にあることについて心証を得た。
- 2 Xは、「訴え提起前に乙債権を全額弁済した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること及び乙債権が存在したがその全額について弁済の事実があったことについて心証を得た。
- 3 Xは、「甲債権とは別に、Yに対し、300万円の立替金償還債権（丙債権）を有しており、訴え提起前にこれを自働債権として乙債権と対等額で相殺した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること並びに乙債権及び丙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺の意思表示の当時、相殺適状にあったことについて心証を得た。

（旧司法試験 平成16年度 第2問）

第50問

民事訴訟法

X及びYは、共有で使用するために、Zから自動車を購入した。Xは、契約時には同席しなかったため、Zは、Yとの間で契約を締結したと考えていたが、Y自身はXが契約主体であると認識していた。

Zは、X及びYが売買代金を支払わなかったため、Yを被告として、売買代金支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟において、Yは、買主はYではなくXであると主張したため、Zは、Xに訴訟告知をしたもの、X自身もYが買主だと考え、本件訴訟には参加しなかった。

裁判所は、買主はXであると判断して、請求棄却判決を下した。

以上の事実を前提に、以下の各小問について、解答しなさい。

- (1) Xには、本件訴訟における補助参加の利益が認められるかについて、論じなさい。
- (2) 仮に、補助参加の利益が認められる場合、X Z間に参加的効力が生じるか、生じるとすればどの範囲であるかについて、論じなさい。

第 55 問

民事訴訟法

Aは、Bに対し、平成21年11月2日、返済期日を平成22年3月31日とする約定で200万円を貸し渡した。このような消費貸借契約（以下「本件契約」という。）が成立したことについてはAとBとの間で争いがなかったが、Bがその返済期日にAに本件契約上の債務を弁済したかどうかが争いとなった。

そこで、Bは、同年4月30日、Aを被告として、本件契約に基づくBのAに対する債務が存在しないことを確認するとの判決を求める訴えを提起した。

この事例について、以下の問い合わせよ。なお、各問い合わせは、独立した問い合わせである。

1 Bの訴えに係る訴状の送達を受けたAは、同年5月20日、Bの訴えとは別の裁判所に、別訴として、Bを被告として、本件契約に基づいて200万円の支払を請求する訴えを提起した。この場合のBの訴えとAの訴えのそれぞれの適法性について論ぜよ。

2 Bの訴えに係る訴状の送達を受けたAは、同年5月20日、Bの訴えに対する反訴として、Bを反訴被告として、本件契約に基づいて200万円の支払を請求する訴えを提起した。

(1) この場合のBの訴えとAの反訴のそれぞれの適法性について論ぜよ。

(2) 同年6月1日の第1回口頭弁論期日において、Bは、Aの請求に対して、BはAに本件契約上の債務を全額弁済したのでAの請求を棄却するとの判決を求めると言ふとともに、Bの訴えを取り下げる旨述べ、これに対し、Aは、Bの訴えの取下げに同意すると述べた。その後の同年7月15日の第2回口頭弁論期日において、Aは、反訴を取り下げる旨述べたが、Bは、Aの反訴の取下げに異議を述べた。この場合のAの反訴の取下げの効力について論ぜよ。

(旧司法試験 平成22年度 第1問)